「部品等脱落防止措置に関する技術基準細則」の一部改正に関する意見募集の結果について

令和８年３月
国土交通省
航空局安全部
航空安全推進室

国土交通省では、令和８年１月１５日から令和８年２月１８日までの期間において、「部品等脱落防止措置に関する技術基準細則」の一部改正に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、１件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見と、ご意見に対する国土交通省の考え方は以下のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重なご意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜ご意見の概要及びご意見に対する考え方＞

	ご意見／Comments	ご意見に対する考え方／JCAB's position to the comments
1	安全強化は 慎に結構、だが、在日米軍は除外、などとしないで頂きたい。沖縄などで 米軍機の部品脱落が問題になっている。住民に危険が及ぶ状況を、「外交の為」などと 看過してはいけない。例外なく 徹底させて頂きたい。	本細則は、航空法第 100 条、第 123 条及び第 129 条並びに第 109 条、第 124 条及び第 129 条の 3 に係る本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者並びに外国人国際航空運送事業者の最大離陸重量が 5,700 キログラムを超える飛行機に適用されるものであり、米軍機は適用の対象にはなりません。

＜お問い合わせ先＞

○ 国土交通省航空局安全部航空安全推進室パブリックコメント担当
電話番号０３－５２５３－８７３２
FAX　０３－５２５３－１６６１